

松本市小規模自転車駐輪場整備事業補助金

当補助制度は、自転車利用者が市街地へ気軽に行けるよう、まちなかの駐輪環境の向上を図るため、事業者が行う自転車駐輪施設等の整備に要する経費に対して補助金を交付するものです。（令和4年度～令和7年度まで）

対象者

- 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種を営む事業者であること。
- 市街地*の事業所で事業をしていること。
- 居住している自治体の住民税を滞納していないこと。
- 事業所の施設面積が300㎡以下であること。
- 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

※市街地・・・都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた松本市内の商業地域及び近隣商業地域

対象経費・補助率等

来客に供するための自転車駐輪施設の整備に要する経費

対象経費	補助率	補助金限度額
自転車駐輪設備（サイクルラック、看板、柵）	対象経費の 4分の3以内	5万円
施工業者が行う自転車駐輪施設の整備に係る工事費		30万円

（例）

サイクルラック	看板
	
柵	路面表示
	

【お問い合わせ先】

松本市 交通部 自転車推進課

TEL : 0263-34-3245

MAIL : jitensha-s@city.matsumoto.lg.jp

HPはこちら⇒

